

(許可の基準)

### 土石の類の採取

1. 許可等を受けようとする土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
2. 採取の方法が、露天掘りでなく（必要な埋め戻し又は植栽をすること等により風致の維持に著しい支障を及ぼさない場合を除く。）、かつ、採取を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。